

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 524
- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 525
- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域支援部介護保険課】 526
- 医療機関の指定【保健福祉局地域支援部保護課】 527
- 指定医療機関からの廃止の届出【保健福祉局地域支援部保護課】 529
- 施術者の指定【保健福祉局地域支援部保護課】 531
- 介護機関の指定【保健福祉局地域支援部保護課】 532
- 指定介護機関からの廃止の届出【保健福祉局地域支援部保護課】 535
- 指定介護機関からの変更及び休止の届出【保健福祉局地域支援部保護課】 537

◇ 公 告

- 北九州市環境影響評価条例による対象事業の廃止の届出【環境局環境監視部環境保全課】 539
- 大規模小売店舗の変更事項の届出（2件）【産業経済局地域産業振興部商業振興課】 540

北九州市告示第74号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月6日

北九州市長 北 橋 健 治

1 病院又は診療所（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
大手町リハビリテーション病院	北九州市小倉北区大手町14番18号	平成26年3月1日

2 訪問看護ステーション等（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護の「らくす」	北九州市八幡西区上上津役五丁目3番8号	平成26年3月1日

北九州市告示第75号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から辞退の届出があったので、同法第69条第3号の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月6日

北九州市長 北 橋 健 治

調剤（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
さわやか薬局	北九州市小倉北区熊本一丁目4番12-1号	閉局のため	平成26年2月15日
有限会社八幡中央調剤薬局	北九州市八幡西区陣山三丁目12番19号	閉局のため	平成26年2月28日

北九州市告示第76号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月6日

北九州市長 北 橋 健 治

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業者の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40905 00127	小規模多機能 ホーム重住	北九州市小倉南 区重住二丁目4 番21号	有限会社ふる さと福祉サー ビス	平成26 年2月2 8日

北九州市告示第77号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により医療機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により次のように告示する。

平成26年3月6日

北九州市長 北 橋 健 治

1 診療所

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団響会香川医院	北九州市小倉北区大島二丁目6番47号	平成26年1月1日
医療法人石橋胃腸内科医院	北九州市小倉南区長尾四丁目33番8号	平成26年1月1日
あべ眼科	北九州市小倉南区徳力二丁目2番11号	平成26年1月1日
光明聖マリアクリニック	北九州市八幡西区光明二丁目12番32号	平成26年1月1日
金子クリニック	北九州市小倉北区下富野二丁目10番29号	平成26年1月1日
九州医療スポーツクリニック	北九州市小倉北区東篠崎一丁目9番8号	平成26年1月14日
しばた循環器内科クリニック	北九州市戸畑区新池一丁目7番1号	平成26年2月1日

2 歯科

名 称	所 在 地	指定年月日
たなかりょういち歯科医院	北九州市若松区用勺町4番24号	平成26年1月1日
いしもと圭歯科医院	北九州市八幡西区八枝四丁目3番7号	平成26年1月1日
シルバー歯科医院	北九州市小倉北区白銀二丁目7番9号KN21白銀・1F	平成26年1月1日
はらまち歯科クリニック	北九州市小倉北区原町二丁目6番14号2F	平成26年2月1日
やまじ歯科医院	北九州市小倉北区熊谷四丁目4番13号	平成26年1月1日

3 調剤

名 称	所 在 地	指定年月日
たんが調剤薬局	北九州市小倉北区馬借一丁目5番3号	平成26年1月1日

堺町調剤薬局	北九州市小倉北区堺町 二丁目1番1号	平成26年1月 1日
ふれあい薬局黒崎店	北九州市八幡西区菅原 町1番45号	平成26年1月 1日
ふれあい薬局神原店	北九州市八幡西区西神 原町8番14号	平成26年1月 1日

4 訪問看護

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護の「らくす」	北九州市八幡西区上上 津役五丁目3番8号	平成26年2月 1日

北九州市告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成26年3月6日

北九州市長 北 橋 健 治

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
医療法人葵会香川医院	北九州市小倉北区大島二丁目6番47号	平成25年12月31日
中間胃腸科外科医院	北九州市小倉北区片野一丁目1番7号	平成26年2月6日
田中内科医院	北九州市小倉南区田原新町一丁目12番8号	平成26年2月1日
石橋胃腸科医院	北九州市小倉南区長尾四丁目33番8号	平成25年12月31日
あべ眼科医院	北九州市小倉南区徳力二丁目2番11号	平成25年12月31日
医療法人聖光明会光明聖マリアクリニック	北九州市八幡西区光明二丁目12番32号	平成25年12月31日
金子クリニック	北九州市小倉北区下富野二丁目10番29号	平成25年12月31日

2 歯科

名称	所在地	廃止年月日
たなかりょういち歯科医院	北九州市若松区用勺町4番24号	平成25年12月31日
いしもと圭歯科医院	北九州市八幡西区八枝四丁目3番7号	平成25年12月31日

3 調剤

名称	所在地	廃止年月日
たんが調剤薬局	北九州市小倉北区馬借一丁目5番3号	平成25年12月31日
堺町調剤薬局	北九州市小倉北区堺町二丁目1番1号	平成25年12月31日
ハート調剤薬局	北九州市小倉北区足立三丁目3番17号	平成25年11月30日
エルフ調剤薬局	北九州市八幡西区木屋瀬一丁目24番17号	平成25年12月23日
有限会社ふれあい薬局黒崎店	北九州市八幡西区菅原町1番45号	平成25年12月31日

有限会社ふれあい薬局 神原店	北九州市八幡西区西神 原町8番14号	平成25年12月31 日
さわやか薬局	北九州市小倉北区熊本 一丁目4番12-1号	平成26年2月15日

北九州市告示第79号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する施術者を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により次のように告示する。

平成26年3月6日

北九州市長 北橋健治

柔道整復師

代表施術者氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
安田誉志人	琥珀整骨院	北九州市戸畑区新川町1番16号	平成26年1月29日
具 栄輝	かわたに整骨院	北九州市八幡西区上の原一丁目9番27号	平成26年1月30日

北九州市告示第80号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定に基づき介護機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により次のように告示する。

平成26年3月6日

北九州市長 北 橋 健 治

名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	施設又は事業の種類	指定年月日
株式会社タニサダ 北九州市小倉南区 星和台一丁目14 番17号	たんが調剤薬局 北九州市小倉北区 馬借一丁目5番3 号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成26年 1月1日
医療法人石橋胃腸 内科医院 北九州市小倉南区 長尾四丁目33番 8号	医療法人石橋胃腸 内科医院 北九州市小倉南区 長尾四丁目33番 8号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成26年 1月1日
医療法人たなかり ょういち歯科医院 北九州市若松区用 勺町4番24号	たなかりょういち 歯科医院 北九州市若松区用 勺町4番24号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成26年 1月1日
医療法人桜和会 北九州市小倉北区 下富野二丁目10 番29号	金子クリニック 北九州市小倉北区 下富野二丁目10 番29号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成26年 1月1日
シルバー歯科医院 北九州市小倉北区 白銀二丁目7番9 号KN21白銀・ 1F	シルバー歯科医院 北九州市小倉北区 白銀二丁目7番9 号KN21白銀・ 1F	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成26年 1月1日
合同会社緑風会 北九州市八幡西区 八千代町13番1 1号	緑風会こしばデイ サービス 北九州市戸畑区小 芝一丁目2番15 号	通所介護 介護予防通所介護	平成26年 1月28日
医療法人心愛 北九州市小倉北区 熊谷二丁目1番4 号	デイサービスセン ターヴァイオリン 北九州市小倉南区 上貫三丁目3番2 4号	通所介護 介護予防通所介護	平成26年 1月30日

株式会社ムネ 福岡県田川市楠3 35番4号	デイサービスセン タームネこくらひ がし 北九州市小倉南区 長野一丁目3番1 号	通所介護 介護予防通所介護	平成26年 1月31日
株式会社ムネ 福岡県田川市楠3 35番4号	ヘルパーステーシ ョンムネこくらひ がし 北九州市小倉南区 長野一丁目3番1 号	訪問介護 介護予防訪問介護	平成26年 1月31日
有限会社八幡西調 剤薬局 北九州市八幡西区 八枝三丁目12番 1号	八幡西調剤薬局 北九州市八幡西区 八枝三丁目12番 1号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成26年 2月1日
株式会社クローバ ー 福岡市城南区樋井 川二丁目2番29 号	介護事業所しおん 北九州市八幡東区 大平町2番10号	居宅介護支援	平成26年 2月1日
有限会社プロスパ ー 北九州市小倉北区 霧ヶ丘二丁目9番 24号	デイサービスおだ や家霧ヶ丘 北九州市小倉北区 霧ヶ丘二丁目9番 24号	通所介護	平成26年 2月1日
有限会社岡工業 北九州市小倉南区 長尾四丁目32番 4号	ヘルパーステーシ ョンてまり 北九州市小倉北区 大島一丁目6番3 8-205号	訪問介護 介護予防訪問介護	平成26年 2月1日
合同会社大里ケア センター 北九州市門司区小 松町2番42号	大里ケアセンター 北九州市門司区小 松町2番42号	訪問介護 介護予防訪問介護	平成26年 2月1日
株式会社ビーパラ ンス 北九州市八幡西区 千代三丁目1番6 号	デイサービスここ あ皿倉 北九州市八幡西区 河桃町7番6号	通所介護 介護予防通所介護	平成26年 2月3日
有限会社ノアーズ 北九州市八幡西区 石坂三丁目1番1	訪問看護の「らく す」 北九州市八幡西区	訪問看護 介護予防訪問看護	平成26年 2月1日

号	上上津役五丁目3 番8号		
株式会社クラーレ 北九州市八幡西区 東鳴水三丁目6番 28号	デイサービス癒し の風 北九州市戸畑区高 峰二丁目12番9 号	通所介護 介護予防通所介護	平成26年 1月21日
合同会社陽 北九州市小倉南区 上吉田六丁目7番 19号	ヘルパーステーシ ョン陽 北九州市門司区大 字畑259番地2	訪問介護 介護予防訪問介護	平成26年 2月17日

北九州市告示第81号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成26年3月6日

北九州市長 北 橋 健 治

名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	施設又は事業の種類	廃止年月日
株式会社恵愛メディカル 北九州市小倉北区三萩野二丁目4番31号	たんが調剤薬局 北九州市小倉北区馬借一丁目5番3号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成25年12月31日
株式会社サンファルマ 福岡県遠賀郡水巻町頃末北四丁目2番37号	ハート調剤薬局 北九州市小倉北区足立三丁目3番17号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成25年11月30日
中間胃腸科外科医院 北九州市小倉北区片野一丁目1番7号	中間胃腸科外科医院 北九州市小倉北区片野一丁目1番7号	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション	平成26年2月6日
田中内科医院 北九州市小倉南区田原新町一丁目12番8号	田中内科医院 北九州市小倉南区田原新町一丁目12番8号	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション	平成26年2月1日
石橋胃腸科医院 北九州市小倉南区長尾四丁目33番8号	石橋胃腸科医院 北九州市小倉南区長尾四丁目33番8号	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導	平成25年12月31日

		介護予防居宅療養 管理指導	
たなかりょういち 歯科医院 北九州市若松区用 勺町4番24号	たなかりょういち 歯科医院 北九州市若松区用 勺町4番24号	訪問看護 訪問リハビリテー ション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成25年 12月31 日
エルフ調剤薬局 北九州市八幡西区 木屋瀬一丁目24 番17号	エルフ調剤薬局 北九州市八幡西区 木屋瀬一丁目24 番17号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成25年 12月23 日
金子クリニック 北九州市小倉北区 下富野二丁目10 番29号	金子クリニック 北九州市小倉北区 下富野二丁目10 番29号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成25年 12月31 日

北九州市告示第 8 2 号

生活保護法（平成 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により指定介護機関から変更及び休止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により次のように告示する。

平成 2 6 年 3 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 事業所の名称の変更

名称		所在地	施設又は事業の種類	変更年月日
変更前	医療法人大郷内科クリニック	北九州市小倉北区真鶴一丁目 4 番 1 2 号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成 2 6 年 1 月 1 日
変更後	医療法人おおごう会大郷内科クリニック			

2 事業所の所在地の変更

名称		所在地	施設又は事業の種類	変更年月日
ひびきケアプラ ンサービス	変更前	北九州市小倉南区下石田一丁目 2 番 1 - 1 0 1 号	居宅介護支援	平成 2 6 年 1 月 1 日
	変更後	北九州市小倉南区下曾根一丁目 3 番 5 号		
ひびきヘルパー ステーション	変更前	北九州市小倉南区沼南町一丁目 3 番 7 号	訪問介護 介護予防訪問介護	平成 2 5 年 1 2 月 1 日
	変更後	北九州市小倉南区下曾根一丁目 3 番 5 号		

3 事業所の休止

名称	所在地	施設又は事業の種類	休止年月日
あらたデイサービスセンター	北九州市小倉南区大字長野 6 0 4 番 8	通所介護 介護予防通所介護	平成 2 6 年 2 月 1 5 日

株式会社ホーム ケアサービス山 口北九州店	北九州市小倉南区沼 新町一丁目1番20 号	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与	平成26年 1月31日
-----------------------------	-----------------------------	--------------------------	----------------

北九州市公告第173号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第20条第1項の規定による対象事業の廃止の届出があったので、同条第2項の規定により、その届出の内容を公告する。

平成26年3月6日

北九州市長 北 橋 健 治

1 届出者

北九州エコエナジー株式会社

代表取締役社長 妹尾章正

北九州市若松区響町一丁目62番地20

2 対象事業の名称

総合環境コンビナート複合中核施設建設事業

3 廃止年月日

平成26年2月21日

北九州市公告第174号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成26年3月6日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ブックエコ浅川店
北九州市八幡西区浅川二丁目20番10号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社石原商事
北九州市門司区柳町二丁目5番5号
代表取締役 根石紀雄
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
丸和折尾浅川店
 - イ 変更後
ブックエコ浅川店
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社石原商事
代表取締役 高柳実仁
北九州市小倉南区湯川五丁目1番1号
 - イ 変更後
株式会社石原商事
代表取締役 根石紀雄
北九州市門司区柳町二丁目5番5号
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社ユアーズ

代表取締役 根石紀雄

広島県安芸郡海田町南堀川町4番11号

ほか2者

イ 変更後

株式会社アコア

代表取締役 竹川富明

北九州市八幡西区大浦三丁目13番10号

ほか1者

4 変更の年月日

(1) 3(1)(3)について 平成25年11月1日

(2) 3(2)について 平成25年12月11日

5 変更する理由

(1) 3(1)(3)については核テナント変更のため

(2) 3(2)については本社移転及び代表者変更のため

6 届出年月日

平成26年2月27日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成26年3月6日から同年7月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成26年7月7日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第175号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成26年3月6日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ブックエコ浅川店

北九州市八幡西区浅川二丁目20番10号

2 大規模小売店舗の設置者

株式会社石原商事

代表取締役 根石紀雄

北九州市門司区柳町二丁目5番5号

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

午前9時から翌午前2時まで

イ 変更後

24時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前8時30分から翌午前2時30分まで

イ 変更後

24時間

(3) 荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

午前5時から午後6時まで

イ 変更後

午前7時から午後9時まで

4 変更する年月日

平成26年3月3日

5 変更する理由

核テナント変更のため

6 届出年月日

平成26年2月27日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成26年3月6日から同年7月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成26年7月7日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見